

岡崎市福祉事業団マスコットキャラクター「ふくちゃん」の利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡崎市福祉事業団（以下「事業団」という。）マスコットキャラクター「ふくちゃん」（以下「マスコットキャラクター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(権利)

第2条 マスコットキャラクターに関する一切の権利は事業団に属する。

(利用の申請)

第3条 マスコットキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ事業団の許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 事業団及び事業団職員がその業務の目的で使用する場合
- (2) その他理事長が適当と認める場合

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書（様式第1号）の正本及び副本各1通に次の書類を添えて、事業団に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) マスコットキャラクターの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他、事業団が必要と認める書類

(利用の許諾)

第4条 事業団は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が事業団のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、事業団は必要があると認める場合には、マスコットキャラクターの利用方法その他について、条件を付することができる。

2 マスコットキャラクターの利用許諾の期間は、許諾した日から3年を経過後最初に到来する8月末を超えないものとする。

3 事業団は、第1項の利用許諾を行ったときは、利用申請書（様式第1号）副本の下段をもって通知する。

(利用許諾の制限)

第5条 マスコットキャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業団は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 事業団の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (7) マスコットキャラクターの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) マスコットキャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 立体物で、その表現がマスコットキャラクターの立体物と認められない場合
- (10) マスコットキャラクターの著しい変形を行う場合
- (11) 利用申請の内容又は責任の所在が不明確と認められる場合
- (12) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
- (13) その他、事業団が不適当と認める場合
(利用料)

第6条 マスコットキャラクターの利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(許諾内容の変更等)

第8条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ利用許諾内容変更申請書（様式第2号）の正本及び副本各1通を事業団に提出しなければならない。

2 事業団は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、利用許諾内容変更申請書（様式第2号）副本の下段をもって通知する。

(許諾期間の延長)

(許諾の取消し等)

第9条 事業団は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（第8条の

規定による追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。)を取消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの規程に違反した場合
- (2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他マスコットキャラクターの利用継続が不適當であると認められた場合

2 前項の許諾の取消は、利用許諾取消通知書(様式第3号)をもって通知する。

3 事業団は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 事業団は、利用者にマスコットキャラクターの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第10条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与し、又は、商品、利用者等について事業団の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 事業団は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 事業団は、マスコットキャラクターの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、マスコットキャラクターを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、事業団に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、マスコットキャラクターの利用に際して故意又は過失により事業団に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を事業団に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 事業団は、マスコットキャラクターの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、マスコットキャラクターの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第 1 4 条 この規程に関する事務は総務課総務班が行う。

(その他)

第 1 5 条 この規程に定めるもののほか、マスコットキャラクターの利用に関し必要な事項は、事業団が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 1 0 月 2 5 日から施行する。